

### ③北里大学大学院医療系研究科における個人情報の保護に関する取り扱い内規

(目 的)

第1条 この内規は、北里大学における個人情報の保護に関する基本規程第22条の規定にもとづき、医療系研究科（以下「研究科」という。）における個人情報保護の取り扱いに関し必要な事項を定める。

(個人情報保護管理者)

第2条 研究科における個人情報保護管理者等の区分は次のとおりとする。

- (1) 管理責任者：医療系研究科長
- (2) 副管理責任者：医療系研究科事務室事務長

(個人情報の収集及び管理)

第3条 研究科が保有する学生等に関する個人情報の種類・利用目的等、及び管理責任者・利用者等、ならびに保管方法等については、別表1のとおりとする。

(個人情報の開示及び訂正等)

第4条 学生等からの自己に関する個人情報の開示、訂正、削除等の請求は、必要な事項を明記した文書（様式第1号）を医療系研究科長あてに提出するものとする。

- 2 前項により、個人情報の全部又は一部を開示等しないときは、医療系研究科長はその理由を文書（様式第2号）により本人に通知するものとする。

(学部等委員会)

第5条 研究科における個人情報の保護に関する事項を審議するために、北里大学大学院医療系研究科個人情報保護委員会（以下「学部等委員会」という。）を置く。

- 2 学部等委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 医療系研究科長（委員長）
- (2) 医療系研究科事務室事務長
- (3) 医療系研究科医学専攻主任
- (4) 医療系研究科医科学専攻主任
- (5) 医療系研究科教育委員会委員長
- (6) 医療系研究科入試委員会委員長
- (7) その他、医療系研究科長が指名する者

- 3 学部等委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 個人情報の収集、管理及び利用に関する事項
- (2) 個人情報の開示及び訂正等に関する事項
- (3) 個人情報の取り扱いに関する苦情への対応に関する事項
- (4) 北里大学個人情報保護委員会から付託された事項
- (5) その他、個人情報の保護に関する重要な事項

附 則

この内規は、平成17年6月23日から施行する。